

広島県告示第五百二十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

社団法人尾道市 医師会	尾道市栗原東二丁目 四―三三	老人保健施設や すらぎの家	尾道市久保町一七一 八	平成一九年二月 一日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業所		